

佐賀県規則第18号

佐賀県解放会館条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県解放会館条例施行規則（平成17年佐賀県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち会館の休館日は、次に掲げる日を除き、1週間に<u>1日</u>を限度とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち会館の休館日は、次に掲げる日を除き、1週間に<u>2日</u>を限度とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。